

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度 第2回伊佐湧水警察署協議会
会 議 日 時	令和6年11月26日 火曜日 午後2時00分～午後3時30分
会 議 場 所	伊佐湧水警察署 訓授室・道場
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下8人 2 警察署 署長以下8人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 開会 (2) 会長挨拶 (3) 管内治安情勢及び業務推進状況 (4) 警察行政に関する意見・要望 (5) 次回開催日程 (6) 術科(柔道・剣道)訓練披露 (7) 閉会</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>会長 本年は、県警察におかれましては悪い方で多く取り上げられておりますが、少しでも早く平常を取り戻していただけるように今後も頑張っていたらと思います。期待しております。</p> <p>それでは、まず私から質問をさせていただきます。 11月1日に改正道交法が施行されましたが、それ以前に自転車の「ながら運転」や「酒気帯び」などで、管内での注意等の事例がありましたか。 法改正後、本日の協議会まで3週間余りが過ぎましたが、検挙の事例がありますか。また、県内では11月18日付けの報道で、「自転車の酒気帯びで初の摘発」というのを見ましたが、管内での状況等について教えてください。</p> <p>交通課長 御質問、ありがとうございます。 道路交通法改正後に、当署管内においては、自転車乗車時の「携帯電話のながら運転」や「酒気帯び運転」の警告・検挙はありません。 改正以前においては、本年中、自転車乗車中の携帯電話使用等の違反者や無灯火で夜間に自転車を走行させていた方に対して、警告書の交付を行っています。 伊佐・湧水地区は、比較的自転車利用率の低い町ではありますが、過去5年を遡ると、63件もの自転車に関連する交通事故が発生していますので、引き続き、改正された道路交通法の内容を周知する活動を継続するとともに、悪質なものについては、検挙措置をしっかりと講じていきます。</p> <p>会長 ありがとうございました。 今後も、自転車の運転について気を付けてほしいと思います。</p> <p>委員 道路の白線が消えている箇所を多く見ます。 特に交通量の多い道路のセンターラインが消えているところでは、夜間や雨の時はほとんど見えない箇所もあり、はみ出しなど事故につながりかねないので対応をお願いしたいと思います。</p> <p>また、今の時期は日没も早く、夜間・早朝の歩行の際は、反射材の着用を促進していただくようお願いいたします。 夜間・早朝のウォーキングをされている方もいますし、夕方のスーパーの特売時間帯には、買い物客が多い上、中には高齢者や横断報道を渡らず車道を横断する人もおります。 暗くなると、歩行者は車から見えずらく非常に危険なのでお願いします。</p>	

11月の地域安全ニュースで掲載されていた地域安全キャンペーンでは、スーパーなどでの呼び掛けなどを通して、詐欺防止、防犯、事故防止等を聞いたりすることで、関心を持ち、自己啓発にもつながる良い機会になる活動だと思っております。これからも是非継続していただきたいと思います。

大掛かりなイベントだけでなく日頃から少人数でもよいので、可能であれば定期的な活動をお願いします。

巡回等で、スーパー等各店舗に行かれた際も、買い物客等にお声掛けいただけるといいのではないかと思います。

交通課長 御意見ありがとうございます。  
それでは、交通関係について私の方から回答させていただきます。  
御指摘いただいた、道路のセンターラインの消失は、その道路を通行する車両が対向車線に逸脱するなどして、正面衝突等の大事故につながる一因となります。

警察署といたしましても、そのような消失箇所を早期に補修して、交通事故の原因となりかねない環境を排除したいとの思いは、皆様と同じであります。消失した全てのラインを短期間に補修することは、現段階において難しいのが現状であります。

よって、今後も引き続き、消失したラインを把握した際には、適宜、県警察本部交通規制課への上申や主管となる道路管理者への連絡を継続して行い、ライン工事発注の対象地域として選定されるように努力してまいります。

次に反射材についての回答をさせていただきます。  
まずもって、反射材への御理解、誠にありがとうございます。  
昨年における県下の交通事故の現状を見ますと、歩行中に交通事故に巻き込まれてしまい、不幸にも命を失ってしまった11人の方、皆様が反射材を着用しておりませんでした。

この現状を鑑み、交通部門では、自治体主催の法令講習や各種企業・学校等で定期的に開催している交通教室等で、反射材着用の有無によって変化する歩行者が車の前照灯によって照射される距離の実態を写真や動画で示すなどして、その重要性を訴えるとともに、反射材の配布等を行っているところではありますが、未着用の方をちらほらと町中で見掛けるのが実情であります。

今後は、夜間・早朝の散歩を日課としている方を発見した際には、その場で反射材を交付するなどした活動を推進する必要があると考えています。

また、先ほど教えていただいたように、スーパー等の各店舗の来客者が多い時間帯等、その地域の実情に応じた訪問活動を行い、買い物客等に対して反射材を直接交付していくことも検討していこうと思っております。

次に、キャンペーンについて回答いたします。  
各種キャンペーンへの御理解、ありがとうございます。  
交通部門では、春や秋の各交通安全運動期間にとどまることなく、安全運転管理協議会や地域交通安全活動推進協議会等の各種団体の協力を得ながら、国道268号等の交通頻繁な道路で、キャンペーンを定期的実施しています。

これまでは、道路を走る車両を運転する方々を対象としたものとしていたましたが、委員の要望を受け、早速、来年1月中旬に、タイヨー大口店の店舗出入口での活動を計画しているところであります。

日時が確定しましたら御連絡いたしますので、キャンペーンの様子を御確認いただけましたら幸いです。

生刑課長 続きまして、防犯キャンペーンについて生活安全刑事課から御説明いたします。  
委員が話されました「地域安全ニュース」については、伊佐湧水地区防犯協会から発行しております「伊佐湧水地域安全ニュース」というものになります。

11月号には、10月15日にニシムタ大口店とタイヨー栗野店において実施したキャンペーンの様子が掲載されており、うそ電話詐欺被害防止とカギ掛けの習慣を呼び掛けました。

直近では、年末年始における警戒活動の強化の一環として、12月中旬に、伊佐市と湧水町のそれぞれで、金融機関と合同の防犯キャンペーンを実施予定です。

また、管内住民の方々の防犯意識の向上のため、制服警察官と私服警察官を問わず、積極的に管内の施設や店舗等に立ち寄り、防犯への協力に関する呼び掛けを実施します。

更に、これまでと同様、様々な機会を通じて防犯キャンペーンを実施するとともに、各コミュニティー等からの依頼に基づき、規模の大小を問わず防犯講話等を実施していきます。

委員 携帯電話で電話をしながら運転している人がまだ多いと思っております。  
自分の車のドライブレコーダーに、携帯電話をしながら運転している人や車両、ナンバー等が映っていた場合、それを警察に見せれば、その運転手に対して警察から指導をしてもらうことなどは可能なのでしょうか。

交通課長	<p>その状況にもよりますが、違反した運転手に対して指導する材料には、なりません。そして、できる場合は指導をさせていただきます。</p> <p>少しでも交通違反や交通事故を減らすため、情報提供をいただけることは、有り難いことです。</p> <p>携帯電話使用等の違反については、普通車で、反則金1万8千円、加算点数3点であります。</p> <p>周囲の方々にも周知していただき、くれぐれも違反のないようにお願いします。</p>
委員	<p>先ほどの業務説明の中で、少年補導の件数が、令和4年は25件であるが、令和5年は4件、本年10月までで2件と、急激に件数が下がっているが、その要因は何かありますか。単に、その頃は中・高生が荒れていたのでしょうか。</p>
生刑課長	<p>私どもとしても、これといった確定的な要因については、わかりかねます。</p> <p>ただ、今後も学校側との連携やパトロール活動を継続していき、少年非行の防止に努めてまいります。</p>
委員 継	<p>ストーカーやDV等について説明の中で「継続対応数」についての説明があり、その件数が150件近くに上るものもありました。</p> <p>DVについては、11件に対して対応数が148件もあるなど、「これほど多く継続して対応してくれているんだ。」と非常に感心したところでした。</p> <p>今、ニュース等では、「警察は事件を受理してくれなかった。」とか言われていますが、このように受理した後も、こんなに多くの対応を継続していただいていることを知り、非常に感心しました。</p>
会長	<p>点滅信号と一時停止標識の兼ね合いについて質問です。</p> <p>ふるさと農道という道路がありますが、以前は、点滅信号（一灯式で、農道側が赤色点滅、交差道路は黄色点滅）が2か所設置されていましたが、それが撤去され、どちらも一時停止標識に変わりました。</p> <p>住民からは、「点滅信号の方がわかりやすい。」、「その交差点は変わらず危険だ。」などの声もあります。</p> <p>私も先日、優先道路（黄色点滅側）を走行しており、その交差点に差し掛かるころ、交差する道路（赤色点滅側）から高齢者が運転する車が走行してきて交差点を一時停止することなく通過していきました。</p> <p>危うく事故になりそうで、非常に危険でした。</p> <p>また、その農道は、交差点によって交差する道路側が一時停止がかかっていたり、逆に農道側が一時停止になる交差点もあるなど、交差点によって優先道路が変わります。</p> <p>だから、ここでは運転手もわかりにくいのかもかもしれません。</p> <p>大きな事故が起こる前に、交通違反取締りをしてほしいなと思います。</p>
交通課長	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>お話のあった交差点では、過去、よく事故が発生していたと聞いております。</p> <p>点滅信号と一時停止標識についてであります。統計的には標識の方が点滅信号に比べて交通事故は少ないという数字が出ております。</p> <p>その点も含めて、標識による規制を進めているところでもあります。</p> <p>標識については、交通状況を鑑み、運転手に規制を守っていただけるように視認性の良い設置に努めてまいります。</p> <p>当該交差点を含め、少しでも交通事故を減らすために、我々交通課と管轄交番等と連携し、交通事故防止啓発活動を行ってまいります。</p>
備考	